

別表第2 (第10条、第17条の9関係)

種 類	金 額
屋外広告業登録手数料	新規・更新とも1万円
屋外広告物講習会受講料	1人につき2,000円 ただし、規則で定めるところにより、講習会の受講の一部免除を受けた者については、1,500円とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第七条第二項の改正規定、第八条の次に二条を加える改正規定（第八条の二及び第八条の三第二項に係る部分に限る。）、第十三条の改正規定及び第十五条の六の次に一条を加える改正規定（管理者に係る部分に限る。）は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の佐賀県屋外広告物条例（以下「新条例」という。）第八条の二の規定は、平成十九年四月一日以後に新条例第五条第一項又は第八条第二項の規定による知事の許可を受ける者から適用する。

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の翌日から平成十八年九月三十日までの間に新条例第十七条の二第一項の規定により屋外広告業の登録を受けた者に係る当該登録の有効期間は、同条第二項の規定にかかわらず、平成二十三年三月三十一日までとする。

4 この条例の施行の際現に改正前の佐賀県屋外広告物条例第十七条の二第一項の規定に基づく届出をして県内において屋外広告業を営んでいる者について

ては、施行日から平成十八年九月三十日までの間（この期間内に新条例第十七条の五第一項の規定に基づく登録の拒否の処分があったときは、その日までの間）は、新条例第十七条の二第一項の規定にかかわらず、登録を受けなくても、引き続き県内において屋外広告業を営むことができる。この場合において、その者がこの期間内に当該登録の申請をした場合に限り、この期間を経過してもその申請についての処分があるまでの間は同様とする。

(罰則に関する経過措置)

5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

参考資料

佐賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、県内の良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物法（昭和二十四年法律第八十九号。以下「法」という。）に基づき、屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件並びに屋外広告業について、必要な措置を定めることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 略</p> <p>3 この条例において「屋外広告業者」とは、第十七条の二第一項又は第三項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、県内の良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物法（昭和二十四年法律第八十九号。以下「法」という。）に基づき、屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件について、必要な措置を定めることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 略</p>

<p>第三号に掲げるもののほか、景観上重要な区域として知事が指定する区域</p>	<p>(禁止区域等) 第三条 次の各号に掲げる区域及び区間においては、広告物又は掲出物件(第八号に掲げる区域においては、規則で定める広告物又は掲出物件に限る。)を表示し、又は設置してはならない。 一 七 略 八 交差点及びその周辺の区域のうち、知事が指定する区域 九 前各号に掲げるもののほか、景観上特に重要な区域として知事が指定する区域</p> <p>(禁止物件等) 第四条 次の各号に掲げる物件には、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。 一 四 略 五 郵便差出箱、信書便差出箱及び公衆電話所 六 九 略</p> <p>2 略</p> <p>(許可区域等) 第五条 第三条の規定により禁止される区域及び区間を除き、次の各号に掲げる区間及び区域において広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。 一 三 略 四 前三号に掲げるもののほか、景観上重要な区域として知事が指定する区域</p>	<p>(禁止区域等) 第三条 次の各号に掲げる区域及び区間においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。 一 七 略</p> <p>(禁止物件等) 第四条 次の各号に掲げる物件には、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。 一 四 略 五 郵便ポスト及び電話ボックス 六 九 略</p> <p>2 略</p> <p>(許可区域等) 第五条 第三条の規定により禁止される区域及び区間を除き、次の各号に掲げる区間及び区域において広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。 一 三 略 四 市の地域のうちで、知事が指定する区域</p>	<p>2・3 略</p> <p>(適用除外) 第六条 次の各号に掲げる広告物又は掲出物件については、第三条から前条までの規定は、適用しない。 一 十 略 2 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定による届出を行った政治団体が政治活動のために表示し、又は設置するはり紙、はり札、立看板その他の広告物又は掲出物件で規則で定めるものについては、前条の規定は、適用しない。</p>
			<p>2・3 略</p> <p>(適用除外) 第六条 次の各号に掲げる広告物又は掲出物件については、第三条から前条までの規定は、適用しない。 一 十 略 2 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定による届出を行った政治団体が政治活動のために表示し、又は設置するはり紙、はり札、立看板その他の広告物又は掲出物件で規則で定めるものについては、前条の規定は、適用しない。</p>
<p>格した者その他規則で定める者でない</p>	<p>(管理者の設置等) 第八条の二 第五条第一項又は第八条第二項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件(規則で定める広告物又は掲出物件を除く。)を管理する者(以下「管理者」という。)を置かなければならない。 2 規則で定める広告物又は掲出物件の管理者は、法第十条第二項第三号イに規定する国土交通大臣の登録を受けた法人(以下「登録試験機関」という。)が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者</p>	<p>(許可の条件及び期間) 第七条 略 2 第五条の規定による許可の期間は、三年を超えない。</p>	<p>2・3 略</p> <p>(適用除外) 第六条 次の各号に掲げる広告物又は掲出物件については、第三条から前条までの規定は、適用しない。 一 十 略</p>
		<p>(許可の条件及び期間) 第七条 略 2 第五条の規定による許可の期間は、一年をこえない。</p>	<p>2・3 略</p> <p>(適用除外) 第六条 次の各号に掲げる広告物又は掲出物件については、第三条から前条までの規定は、適用しない。 一 十 略</p>

ればならない。

(変更等の届出)

第八条の三 この条例の規定による許可に係る広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者に変更があつたときは、新たに当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置する者となつた者は、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

2 この条例の規定による許可に係る広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、これらの管理者に変更があつたときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

3 この条例の規定による許可に係る広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、当該広告物又は当該掲出物件が滅失したときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

(許可の表示)

第九条 第五条又は第八条第一項若しくは第二項の規定により許可を受けた者(以下「許可を受けた者」という。)は、当該許可に係る広告物又は掲出物件に、許可を受けたことを示す証票を付け、又は検印を受けなければならない。

(手数料)

第十条 第五条若しくは第八条第一項若

(許可の表示)

第九条 第五条又は前条第一項若しくは第二項の規定により許可を受けた者(以下「許可を受けた者」という。)は、当該許可に係る広告物又は掲出物件に、許可を受けたことを示す証票を付け、又は検印を受けなければならない。

(手数料)

第十条 第五条又は第八条第一項若しく

しくは第二項に規定する許可又は第十七条の二第一項若しくは第三項に規定する登録を受けようとする者は、別表第一又は別表第二に定める手数料を、当該許可又は当該登録の申請の際に納付しなければならない。

2 略

(手数料の減免)

第十一条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、別表第一に定める手数料の全部を免除し、又はその一部を減額することができる。

一 五 略

(措置命令)

第十二条 知事は、第五条又は第八条第一項若しくは第二項の規定により許可を受けて表示された広告物若しくは設置された掲出物件又は第六条(第一項第一号を除く。)の規定に該当して表示された広告物若しくは設置された掲出物件が、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合は、当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置した者に対し、良好な景観若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、期間を定めて必要な措置(除却を除く。)を命ずることができる。

一 三 略

(許可の取消し)

第十三条 知事は、許可を受けた者が、次に掲げる各号のいずれかに該当する

は第二項に規定する許可を受けようとする者は、別表第一に定める手数料を、当該許可の申請の際に納付しなければならない。

2 略

(手数料の減免)

第十一条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条に規定する手数料の全部を免除し、又はその一部を減額することができる。

一 五 略

(措置命令)

第十二条 知事は、第五条又は第八条第一項若しくは第二項の規定により許可を受けて表示された広告物若しくは設置された掲出物件又は第六条各号(第一号を除く。)の規定に該当して表示された広告物若しくは設置された掲出物件が、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合は、当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置した者に対し、良好な景観若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、期間を定めて必要な措置(除却を除く。)を命ずることができる。

一 三 略

(許可の取消し)

第十三条 知事は、許可を受けた者が、次に掲げる各号の一に該当する場合は、

<p>場合は、当該許可を取り消すことができる。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 管理者を設置していないとき。</p> <p>四・五 略</p> <p>(除却義務)</p> <p>第十四条 次の各号のいずれかに該当する場合は、一月以内に当該広告物又は当該掲出物件を除却しなければならぬ。</p> <p>一 略</p> <p>二 第六条の規定に該当して表示する広告物の表示又は掲出物件の設置が必要でなくなつたとき。</p> <p>三 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(勧告)</p> <p>第十四条の二 知事は、第三条から第五条まで又は前条第一項若しくは第二項の規定に違反して広告物が表示され、又は掲出物件が設置されていると認めるときは、当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置した者に対し、期間を定めて当該広告物又は当該掲出物件の除却その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p> <p>(違反に対する措置)</p> <p>第十五条 知事は、前条に規定する勧告を受けた者が、第十七条の十七第一項の規定によりその勧告に従わなかつた旨を公表された後において、なお、正</p>	<p>当該許可を取り消すことができる。</p> <p>一・二 略</p> <p>三・四 略</p> <p>(除却義務)</p> <p>第十四条 次の各号のいずれかに該当する場合は、一月以内に当該広告物又は当該掲出物件を除却しなければならぬ。</p> <p>一 略</p> <p>二 第六条各号の規定に該当して表示する広告物の表示又は掲出物件の設置が必要でなくなつたとき。</p> <p>三 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>当な理由がなくその勧告に係る措置を行わなかつたときは、その者に対し、五日以上の期間を定めて、その勧告に係る広告物又は掲出物件の除却を命ずることができる。</p> <p>2 知事は、公衆に対する危害を防止するために特に必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、第三条から第五条まで又は第十四条第一項若しくは第二項の規定に違反して広告物を表示し、又は掲出物件を設置した者に対し、五日以上の期間を定めて、当該広告物又は当該掲出物件の除却を命ずることができる。</p> <p>3 知事は、前条の規定による勧告又は前項の規定による命令をしようとする場合において、当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置する者が過失がなく確認することができないときは、当該広告物又は当該掲出物件の除却を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、五日以上の期間を定めて、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公示するものとする。</p>	<p>の期間を定めて、その期限までにこれらの除却を命ずることができる。</p> <p>2 知事は、前項の規定による除却を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置する者が過失がなく確認することができないときは、その除却を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合においては、五日以上の期間を定めて、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公示するものとする。</p>
---	---	---	---

設置する者又はこれらの管理者に対し、当該広告物の表示若しくは当該掲出物件の設置に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員をして当該広告物若しくは当該掲出物件の存する土地若しくは建物に立ち入り、当該広告物若しくは当該掲出物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(法律等による指定の際の救済措置)

第十七条 第三条に規定する法律の規定に基づく指定があつた際又は第三条から第五条までの規定による知事の指定があつた際、当該区域若しくは区間又は物件に現に表示されている広告物の表示又は設置されている掲出物件の設置が、第三条に規定する法律の規定に基づく指定又は第三条から第五条までの規定による知事の指定のあつた日の前日において適法になされていたもので、当該指定により違法となるものについては、当該指定の日から三年間(この条例の規定による許可を受けていたものにあつては、当該許可の期間)は、第三条から第五条までの規定にかかわらず、当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置することができる。

(法律等による指定の際の救済措置)

第十七条 第三条に規定する法律の規定に基づく指定があつた際又は第三条から第五条までの規定による知事の指定があつた際、当該区域若しくは区間又は物件に現に表示されている広告物の表示又は設置されている掲出物件の設置が、第三条に規定する法律の規定に基づく指定又は第三条から第五条までの規定による知事の指定のあつた日の前日において適法になされていたもので、当該指定により違法となるものについては、当該指定の日から一年間(この条例の規定による許可を受けていたものにあつては、当該許可の期間)は、第三条から第五条までの規定にかかわらず、当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置することができる。

この場合において、当該指定の日から三年以内に許可の申請があつた場合に限る。その期間が経過しても当該申請に対する処分がある日までは、当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置することができる。

(屋外広告業の登録)

第十七条の二 県内において屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、五年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4 前項の更新の登録の申請があつた場合において、その登録の有効期間の満了の日までにその申請について処分がされるときは、従前の登録は、その有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録が

この場合において、当該指定の日から一年以内に許可の申請があつた場合に限る。その期間が経過しても当該申請に対する処分がある日までは、当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置することができる。

(屋外広告業の届出)

第十七条の二 県内において屋外広告業を営もうとする者は、次の各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 営業所の名称及び所在地
- 三 営業所ごとに置く第十七条の四第一項に規定する講習会修了者等の氏名及び所属する営業所の名称
- 四 その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、当該届出に係る屋外広告業を廃止したとき、又は当該届出に係る事項に変更があつたときは、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

なされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(登録の申請)

第十七条の三 前条第一項又は第三項の規定により登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 商号、名称又は氏名及び住所
 - 二 法人にあつては、その役員(業務を執行する社員、取締役、代表者、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名
 - 三 未成年者(屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有する者を除く。以下同じ。)にあつては、その法定代理人の氏名及び住所
 - 四 県内において営業を行う営業所の名称及び所在地
 - 五 第十七条の十第一項の規定により選任される業務主任者の氏名及びその所属する営業所の名称
- 2 前項の申請書には、登録申請者が第十七条の五第一項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施等)

第十七条の四 知事は、前条の規定による書類の提出があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合

を除くほか、遅滞なく前条第一項各号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を屋外広告業者登録簿(以下「登録簿」という。)に登録しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なくその旨を登録申請者に通知しなければならない。
- 3 知事は、登録簿を、規則で定めるところにより閲覧に供しなければならない。

(登録の拒否)

第十七条の五 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当する場合又は申請書若しくはその添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けている場合は、その登録を拒否しなければならない。

- 一 第十七条の十四第一項の規定により登録を取り消され、その処分があつた日から二年を経過しない者
- 二 屋外広告業者で法人であるものが第十七条の十四第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその屋外広告業者の役員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しないもの
- 三 第十七条の十四第一項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 四 この条例若しくは法に基づく他の地方公共団体の条例又はこれらに基